

所管部課名	市民福祉部 高齢・介護福祉課							
事務事業名	高齢者クラブ等育成事業							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、単位高齢者クラブ育成補助金交付要領、薩摩川内市高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブ助成事業実施要領							
補助経過年数	10年以上							
平成27年度 予算額	7,461千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		4,060千円	千円	3,401千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	市高齢者クラブ連合会加入者数（60歳以上人口比）		21.5%	平成32年度				
成果指標②								
補助対象者	単位高齢者クラブ							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・単位高齢者クラブの事業のうち、次の欄の①②③の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（飲食費を除く） ・組織の運営に要する経費（役員報酬及び飲食費を除く） 							
補助対象事業・活動の内容	①社会奉仕活動事業、②高齢者教養講座事業、③健康増進事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	会員数10人以上のクラブを対象とする。 補助金額は、会員数30人～39人の単位高齢者クラブに対する年額51,840円を基本額に、10人減る毎に2,500円を減算し、10人増える毎に2,500円を加算する。なお、上限は会員数80人でこれを超えるクラブは一律64,340円。							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 事業 (団体 等) の 決算 状況	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	11,439,094	39.5%	11,316,305	38.8%	11,215,210	38.2%
		会費収入	10,276,150	35.5%	10,101,680	34.6%	10,037,500	34.2%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	1,162,944	4.0%	1,214,625	4.2%	1,177,710	4.0%
		市補助金	7,364,720	25.4%	7,342,220	25.2%	7,161,700	24.4%
		雑収入	4,865,431	16.8%	5,587,401	19.2%	6,043,028	20.6%
		(前年度繰越金)	5,273,488	18.2%	4,914,045	16.9%	4,945,034	16.8%
	計	28,942,733	100.0%	29,159,971	100.0%	29,364,972	100.0%	
	支出	事業費	8,388,777	29.0%	8,254,230	28.3%	8,211,738	28.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		補助対象外事業費	15,472,024	53.5%	15,778,654	54.1%	16,055,758	54.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	5,081,932	17.6%	5,127,087	17.6%	5,097,476	17.4%
	計	28,942,733	100.0%	29,159,971	100.0%	29,364,972	100.0%	
	支出計/前年度支出計			100.8%		100.7%		
	自己資金/前年度自己資金			98.9%		99.1%		
翌年度繰越金/市補助金	69.0%		69.8%		71.2%			
交付件数	133		133		130			
成果指標の推移①	19.6%		19.1%		18.4%			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成24年度「継続」 【費用対効果】高齢者の自主的な活動を支援する手段は他にない。高齢者の社会参加を支援することで、介護予防や、地域見守り等の担い手となる等の効果・貢献に繋がるものとする。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	単位高齢者クラブは、会員相互の健康増進のみならず、道路清掃などの地域の各種行事への参加・交流を行い、高齢者の生きがいがづくりや閉じこもり予防に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当する。 単位高齢者クラブの活動は、高齢者の社会参加を促し高齢者の生きがいがづくりや閉じこもり予防に必要な活動であり、自主的な財源確保が厳しいため、引続き助成が必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	高齢者の健康増進及び高齢者福祉の向上のために実施する各クラブの事業・活動は、高齢者の社会参加に繋がることから効果があると考えられる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	高齢者からの声かけで、仲間づくり、地域づくりが始まり、高齢者福祉事業への参加に繋がっており、ニーズの把握もできることから適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	単位高齢者クラブが実施する社会奉仕や健康増進活動等に要する活動経費等であり、食糧費、役員報酬、飲食費を対象外としており、適正である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	単位高齢者クラブが実施する社会奉仕や健康増進活動等に要する経費分（食糧費、役員報酬、飲食費を除く）を補助対象としており、固定的な補助ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	単位高齢者クラブは、各地域で自治会活動への参加や地域交流事業を実施するなど、公益性がある。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	高齢者の自主的な活動を支援する手段は他にない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	単位高齢者クラブが実施する社会奉仕や健康増進活動等に要する経費等（食糧費、役員報酬、飲食費を除く）を補助対象としており、公費を充てるに妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 単位高齢者クラブは、地域に密接に関わり、高齢者福祉の向上に寄与する団体であることから、継続し必要である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

単位高齢者クラブ育成補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる単位高齢者クラブ育成補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 単位高齢者クラブ育成補助金に係る補助事業等は、単位高齢者クラブの活性化を図り老人の健康増進及び高齢者福祉の増進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 単位高齢者クラブ育成補助金の額は、次条に定める経費の合計額と鹿児島県老人福祉費補助金交付要綱の補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

(補助対象経費)

第4条 単位高齢者クラブ育成補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

(1) 実施事業に要する経費（飲食費を除く。）

- ア 社会奉仕活動事業
- イ 老人教養講座事業
- ウ 健康増進事業

(2) 組織の運営に要する経費（役員報酬及び飲食費を除く。）

(交付の申請)

第5条 単位高齢者クラブ育成補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 単位高齢者クラブ育成費補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 役員及び会員名簿

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 単位高齢者クラブ育成補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、薩摩川内市単位高齢者クラブ育成費補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 単位高齢者クラブ育成補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 単位高齢者クラブ育成補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、実施事業の項目、回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 単位高齢者クラブ育成補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の高齢者福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 単位高齢者クラブ育成補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度 において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

薩摩川内市高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブ助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者の健康増進及び高齢者福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブに対し補助金を交付するものとし、その交付については、薩摩川内市補助金等基本条例、薩摩川内市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、次の団体を交付の対象とする。

(1) 高齢者クラブ連合会

(2) 単位高齢者クラブ

会員数10人以上のクラブであって高齢者クラブ連合会に加入しているクラブ

(補助対象経費及び補助金額等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次表のとおりとする。

補助対象	補助対象経費	補助金額
高齢者クラブ連合会	高齢者クラブ連合会等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	予算の範囲内で定める
単位高齢者クラブ	高齢者クラブ等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	別表第1のとおり

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条に定める補助金等交付申請書及び添付書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 当該年度の年度開始月から起算して6ヶ月を超えない月までに、新たに第2条第1項第2号の規定を満たす単位高齢者クラブは、この要領の規定による補助金を申請することが出来る。

(決定の通知)

第5条 規則で定める補助金等の交付決定通知は、補助金等交付決定通知書により行うものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブは規則第15条に定める補助金等実績報告書及び添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年1月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

単位高齢者クラブ会員数	補助金額
10～19人	46,840円
20～29人	49,340円
30～39人	51,840円
40～49人	54,340円
50～59人	56,840円
60～69人	59,340円
70～79人	61,840円
80人以上	64,340円